

令和4年12月26日

第30回村上市農業委員会会議録

第30回村上市農業委員会定例会を令和4年12月26日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	5番	佐藤健吉
6番	菅原隆雄	7番	佐藤昌夫
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	齋藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

4番 本間裕一

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	八藤後茂樹
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 主査	田島雄樹

1. 午後2時00分 事務局長（八藤後茂樹君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまより第30回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の合同会議であります。

また、新潟県農業会議より、山口事務局次長様にもご出席をいただいております。

それでは、本日の欠席委員をご報告いたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号4番、本間裕一委員から欠席のご連絡をいただいております。よって、出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推進委員の方の欠席は4名です。番号1番、江端善文推進委員、番号4番、高橋大亮推進委員、番号6番、中山平二推進委員、番号14番、本間俊樹推進委員から欠席のご連絡をいただいております。よって、最適化推進委員の出席者は15名です。

それでは、開会に当たりまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（八藤後茂樹君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

恒例により私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第30回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には議席番号6番、菅原委員、議席番号7番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、報告してください。

○事務局長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、東京都東久留米市、小林充、土地につきましては1筆、47平米、申請事由としましては、申請地は30年以上耕作しておらず、現在は隣地の宅地と一体化され宅地化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、番号2、小岩内369番地、高野清、こちらの案件でございますけれど、こちらは新潟県の農林振興部において災害関連事業で谷止工の工事を行いますが、その工事の実施に当たりまして整備する区域を保安林の指定する必要があるということから、このたび地目変更を行うものでございます。土地につきましては2筆、445平米、申請事由といたしましては、申請地は8月の大雨により被災したため、農地への復旧は予定していない。

続きまして、位置の説明をさせていただきます。次のページ、2 ページ御覧いただきたいと思い

ます。番号1の案件でございます。図面左側に岩船港がございます。図面右側中段やや上に岩船小学校がございます。図面右下に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、右側、3ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面下段に今回皆様方に合同パトロールで現地調査していただきました小岩内集落がございます。図面中央よりやや右側に太線で囲まれている2筆が今回の申請地となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった報告について、質問等ありましたら伺いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、報告は以上といたします。

議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、4ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、使用貸借2件、交換が4件、贈与が3件、売買の案件が3件でございます。合わせまして12件でございます。

それでは、番号1番、2番につきまして、使用貸借の案件からご説明いたします。番号1番、貸人、田島健一、借人、田島健太郎、地目、田8筆、地積10,131平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、期間は令和4年12月26日から令和14年12月25日、10年間でございます。

関連ございますので、2番も説明させていただきます。貸人、田島健男、借人、田島健太郎、地目、田7筆、畑1筆、地積合わせまして9,406平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、期間は先ほどの1番と同じ令和4年12月26日から14年12月25日、10年間でございます。1番、2番とも経営者を田島健男さんから田島健太郎さんへ変更するものでございます。健太郎さんが新たに認定新規就農者になるものでございます。

続きまして、番号3番、交換の案件でございます。番号3番、譲渡人、熊倉勲、譲受人、山田富義、地目、田1筆、地積2,030平米、契約の種別、所有権の移転（交換）でございます。

対しまして、番号4番でございます。譲渡人、山田富義、譲受人、熊倉勲、地目畑1筆、地積1,619平米、契約の種別、所有権の移転（交換）でございます。

続きまして、番号5番になります。5ページ御覧ください。譲渡人、板垣道明、譲受人、板垣紀夫、地目、畑1筆、地積202平米、契約の種別、所有権の移転（交換）でございます。

番号6番、譲渡人、板垣紀夫、譲受人、板垣道明、地目、畑1筆、地積189平米、契約の種別、所

有権の移転（交換）でございます。こちら以前交換を行っておったそうなのですが、農地法の許可を受けていなかったために、今回申請に至ったものでございます。

続きまして、番号7番は贈与案件でございます。番号7番、譲渡人、村山由紀美、譲受人、大野進一、地目、畑13筆、地積合わせまして3,089平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら譲渡人が今後市外に引っ越されるということで、譲受人を探していたところ、譲受人の大野さんが耕作をされるということで、贈与を受けるものでございます。

続きまして、番号8番でございます。7ページです。譲渡人、吉村仁藏、譲受人、吉村敏秀、地目、田4筆、畑1筆、合わせまして7,999平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。こちら譲受けをされる吉村敏秀さんがカントリー農園の方で、地元の吉村さんからカントリー農園の吉村さんのほうへ贈与をされるということでございます。現在耕作のほうも吉村敏秀さんのほうで行っております。

続きまして、番号9番でございます。8ページでございます。譲渡人、小田昭、譲受人、中野和子、地目、田1筆、地積1,447平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）、こちらも以前から中野さんの家で借受けで耕作を行っていたところですが、このたび耕作をしていただいていた中野さんへ贈与するものでございます。

続きまして、番号10番は売買の案件でございます。番号10番、譲渡人、板垣真二、譲受人、鈴木正美、地目、田1筆、地積0.77平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価3,000円、10アール当たり3,900,000円でございます。こちら譲渡人が宅地もほごして一体的に譲受人に売買するものでございます。この現地の登記上雑種地でございますが、一部駐車場敷地、または一部農地として利用されておりました、この筆についても農地として利用はされるものでございます。

続きまして、番号11番、12番は譲渡人が同じ方でございます。番号11番、譲渡人、影山えり子、譲受人、齋藤君子、地目、田1筆、地積330平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価165,000円、10アール当たり500,000円でございます。

続きまして、番号12番、譲渡人、影山えり子、譲受人、齋藤勉、地目、田1筆、地積811平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価は405,500円、10アール当たり500,000円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。10ページ御覧ください。10ページです。右側に見えるのが門前集落でございます。左側へ向かいますと鋳物師集落方面でございます。その鋳物師集落から門前方面へ県道大栗田村上線が走っておりまして、その途中に1筆囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

続きまして、お隣、11ページ御覧ください。こちら交換に相当する部分でございます。先ほどの門前集落の東側、門前川沿いに大栗田集落へ向かう道がございます。ページやや右下側になります。こちらが議案第1号、番号4番の、先ほど3番の交換する案件の位置図でございます。

続きまして、12ページ御覧ください。こちら神林の殿岡集落でございます。ページ右側に国道290号

が走っております。その左側、下助渚方面へ向かったところでございます。石川の北側に2か所太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号5番、6番の交換の案件の位置図となります。

続きまして、13ページ御覧ください。縮尺の都合上、ページを立てて御覧いただければと思います。こちら岩船地区でございます。ページの左上にいこいの森児童公園ございまして、その下側に2筆、ページ右上の浦田の里下付近に1筆ございます。そのほかページ下側、岩船三日市の町内周辺に細かいですが、太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号7番の位置図でございます。

続きまして、14ページ御覧ください。ページ中央、南北にJR羽越本線が走っております。ページ上部に七湊集落がございます。集落の左側、県道岩船港線の少し北側に1筆と、左下側に太く囲った1筆、それとJR羽越線から右側の志田平方面、日本海東北自動車道沿いに並んで3筆太く囲ってございます。こちらが議案第1号、番号8番の位置図でございます。

続きまして、15ページになります。こちら朝日地区の塩野町集落でございます。ページ中央に国道7号が走っております。北側に旧塩野町小学校がございます。国道の左側、ページ中央やや左下側に太く囲った筆がございます。こちらが議案第1号、番号9番の位置図でございます。

めくっていただきまして、16ページ御覧ください。こちら、朝日の高根集落でございます。集落内のページ中央やや左下側に細く小さな囲みを入れてございます。こちらが議案第1号、番号10番の位置図でございます。

続きまして、17ページ御覧ください。こちら、山北地区の北中の北側に位置します北黒川集落でございます。集落の右側に太く囲った2か所ございます。こちらが議案第1号、番号11番と12番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明した12件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますが、説明の前に1点訂正がございます。番号1の案件の備考欄におきまして、中段に「用途地域（第1種住居地域）」と記載がございますけれど、この第1種住居地域、大変申し訳ございません、商業地域の誤りでございました。用途地域には変わりはありませんので、農地区分は変わらないんですけれど、用途上、商業地域の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、18ページの議案について説明させていただきます。番号1、譲渡人、東京都文京区、奥村元明、奥村治子、譲受人が肴町8番38号、石栗幸作、土地につきましては1筆、399平米、転用目的は共同住宅建築敷地でございます。契約は売買、対価3,000,000円、10アール当たり7,518,796円でございます。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は、申請地を共同住宅建築敷地として使用したく転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（商業地域）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。2階建て1棟、建築面積123.64平米でございます。

続きまして、下段、番号2、譲渡人、北赤谷270番地、本間徳美、譲受人、北赤谷154番地1、山北木材加工協同組合、土地につきましては7筆、7,449平米、転用目的は資材置場及び駐車場敷地、契約は売買、対価1,500,000円、10アール当たり201,369円となっております。農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は、申請地を資材置場及び駐車場として使用するため転用申請するものです。なお、申請地は河川と山林に囲まれた土地であり、農業公共投資の対象となっていない農地でございます。資材置場4,924平米、駐車場34台分、774平米、通路等1,751平米、合計7,449平米となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。右側、19ページ御覧いただきたいと思います。番号1の案件でございます。図面左側にJR村上駅がございます。図面下段中央に村上高校、図面中段右側に村上桜ヶ丘高校がございます。図面中央部よりやや左側、太線で囲まれているところが今回の申請地でございます。

続きまして、次のページ、20ページ御覧いただきたいと思います。番号2の案件でございます。図面左上から右方向に通っているのが国道7号、真ん中に下大鳥トンネルがございます。おおよそのイメージとしまして、国道345号との交差点、勝木から約3キロ朝日方向に入った場所でございます。図面中央下段に既存の工場が2棟ございます。その既存施設の山側、太線で囲まれているところが今回の申請場所となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番についての報告をお願いいたします。

推進委員9番、東海林委員。

○推進委員9番（東海林善雄君） 推進委員9番、東海林です。村上地区では、12月9日金曜日に農

地法第5条の申請について現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日9時に情報センターにおいて、農業委員4名、最適化推進委員2名、事務局からは中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後現場に移動し、船山測量事務所代表の船山氏から立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、申請地に共同住宅を建設するために転用申請するものであります。申請地は、用途地域の商業地域に当たり、周囲を住宅に囲まれ、当該地域以外に農地はありません。農地への出入口は既に駐車場を通る計画となっており、改めて市道などの付属工事は必要のない場所となっております。また、水道の供給や汚水の排水につきましては、既に敷地内まで引き込まれているとのことでした。

以上により、このたびの申請提案については農業委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、続いて現地調査の報告を議案番号2番についてお願いいたします。

議席番号5番、佐藤農地調整部会長。

○5番（佐藤健吉君） 5番の佐藤でございます。それでは、議案第2号の申請番号2番について、計のほう、面積が7筆、7,449平米ということであり、3,000平米を超えることから、農地調整部会を開催して、申請内容の審査、現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

農地調整部会を開催し、12月13日午前10時から山北会館会議室において農業委員8人、農地利用最適化推進委員7名、合計15人出席しております。事務局からは局長、次長、小田さん、山北支所の担当の方等出ております。説明員として、申請事業者あるいは施工業者、土地家屋調査士、行政書士と、こういう出席をいただいて、内容を聞き取りをいたしております。最初に申請事業者を会議室内に入れなくて、事務局から申請内容の説明を受けて、審査を行いました。

申請内容は、隣接地で木材加工事業を展開している山北木材加工組合が事業の拡大に伴い資材置場及び駐車場が不足するために増設を計画したものです。隣接土地所有者との売買の話が整い、工場と隣接の申請地を拡張し、事業拡大を図るものであります。なお、農地以外の候補地も4か所検討したんですが、当該場所が、該当する適当な場所がないということで、隣接する申請地を転用して事業拡大をするということでありました。その審査の中でいろいろな補足説明があったわけですが、その申請地に隣接する一部土地が農振農用地になっているというようなことで、その取扱いどうなるのかといういろいろな質問がございまして、申請人から計画を聞き取ることといたしました。

2つ目は、申請地2筆、2,129平米に地役権という権利が設定されている、その内容について事務局から説明を求めました。鉄塔等構造物はないんですが、上空に送電線が通っているということで、建物等を建築する際にはその協議が必要である土地であるということで、地役権ということで設定されていた土地だったそうです。今回の申請箇所について、山北地域の委員から意見を求めましたが、現在耕作しているのは河面委員だということで、やむを得ないということで、特に支

障はないとの意見でございました。

その後、申請人から入室をお願いして、加工協同組合の業務内容、事業拡大の内容を説明をいただき、審査を行いました。最初に隣接する1筆、農振農用地区域について質問し、回答では今回の計画敷地からは除外して、用地交渉が調ったら新たな計画として農振除外の申請から始めたいというようなことでもございました。

その後は特に質疑等なくて、現地のほうに出向きまして、現地のほうでは用地の確認、耕作の状況、排水の状況、隣接農地の影響等調査、確認いたしました。申請地は、今きれいに耕作されている農地でありまして、外周は山林であり、排水については北赤谷川及び勝木川に排水するために特に問題はないというようなことで、周囲の農地に影響はないと判断しました。

このことから、農地調整部会の意見は申請のとおり許可することと決定いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、21ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借4件、賃貸借の設定が201件、売買案件が3件でございます。その後、農地中間管理機構の案件が5件ございます。合わせまして213件でございます。

それでは、番号1番からご説明いたします。番号1番、貸人、成田利枝子、借人、杉浦智美、地目、田1筆、1,639平米、期間は5年間、改良区費は貸人負担、再設定の案件でございます。

以降、番号4番まで使用貸借の設定の案件となります。

めくっていただきまして、22ページ、番号5番御覧ください。こちら、番号5番から賃貸借権の設定でございます。番号5番、貸人、大野進一、借人、大野章、地目、田2筆、7,917平米、期間は6年間、賃借料は10アール当たり16,500円、改良区費、貸人負担、新規の設定でございます。

以降、73ページの番号205番まで賃貸借権の設定でございます。

ページをめくっていただきまして、73ページ御覧ください。73ページの番号206番から売買の案件でございます。それでは、番号206番、譲渡人、工藤茂、譲受人、農事組合法人岩船農産、代表理事、工藤智志、地目、田2筆、579平米、所有権の移転（売買）、対価は500,000円、10アール当たり約860,000円でございます。

ページめくっていただきまして、番号207番になります。譲渡人、川内正人、譲受人、佐藤裕介、地目、田1筆、1,351平米、所有権の移転（売買）、対価は675,500円、10アール当たり500,000円でございます。

番号208番、譲渡人、木村倉男、譲受人、新潟ゆうき株式会社、代表取締役、佐藤正志、地目、田3筆、合わせまして2,798平米、所有権の移転（売買）、対価は840,000円、10アール当たり300,000円でございます。

場所の説明をいたします。右側の75ページを御覧ください。こちら岩船地区でございます。ページ左側に岩船小学校がございます。ページ中央下側、八日市集落の右側に太く囲った2筆がございます。こちらが議案第3号、番号206番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、76ページ御覧ください。こちら鑄物師集落でございます。ページの右上に旧門前谷小学校がございます。鑄物師集落の南側を門前川が流れております。集落と門前川の間に太く囲った箇所がございます。こちらが議案第3号、番号207番の位置図でございます。

それでは、右側の77ページ御覧ください。ページ中央に国道7号とJR羽越線が走っております。国道の右側が平林集落でございます。左側へ行きますと宿田方面でございます。ページ中央やや左側、JR羽越線の左側に3筆太く囲った場所がございます。こちら、議案第3号、番号208番の位置図でございます。

位置図の説明は以上でございます。

○事務局主査（田島雄樹君）　続きまして、78ページを御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定となります。今回は、使用貸借2件、賃貸借3件、合計5件でございます。

それでは、番号209番、貸人、小池寅太郎、相続人代表者、小池妙美、借人、公益社団法人新潟県農林公社、代表理事、池田紀夫、土地の表示、笹平字土崎316番1、地目、田、地積1,881平米、外2筆、計4,437平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が20年間、新規の農地中間管理事業となります。

番号209番、210番が農地中間管理事業による使用貸借の案件となっております。

続きまして、同ページ、番号211番、貸人、小川丈雄、借人、公益社団法人新潟県農林公社、代表理事、池田紀夫、土地の表示、海老江字儀平松2095、地目、田、地積2,997平米、外1筆、計7,903平米、利用権等の種別が賃貸借の設定、期間が4年間、借賃が10アール当たり14,000円、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は借人負担となっております。

ここから次のページ、番号213番までが農地中間管理事業による賃貸借の案件となっております。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号3番と207番について審議をいたします。議席番号15番、佐藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（15番 佐藤裕介君退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号3番、207番について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議がないようでありますので、議案番号3番、207番については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号3番、207番については承認することに決定いたしました。

（15番 佐藤裕介君着席）

○議長（石山 章君） 佐藤委員、議案番号3番、207番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号5番から7番について審議をいたします。議席番号18番、大野委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（18番 大野 章君退席）

○議長（石山 章君） 議案番号5番から7番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号5番から7番まで承認することに決定いたしました。

（18番 大野 章君着席）

○議長（石山 章君） 大野委員、議案番号5番から7番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号115番につき審議をいたします。議席番号16番、船山委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

（16番 船山 寛君退席）

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号115番、承認することに決定いたしました。

（16番 船山 寛君着席）

○議長（石山 章君） 船山委員、議案番号115番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号141番から172番まで審議をいたします。議席番号11番、斎藤委員、議席番号12番、加藤委員、議席番号20番、富樫委員のお三方は議事に参与できませんので、退席を願います。

（11番 斎藤 博君、12番 加藤孝平君、20番 富樫与志栄君退席）

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号141番から172番、承認することに決定いたしました。

（11番 斎藤 博君、12番 加藤孝平君、20番 富樫与志栄君着席）

○議長（石山 章君） 議案番号141番から172番まで、お三方承認することに決定いたしました。

次に、議案番号180番につき審議をいたします。議席番号12番、加藤委員、関連議案ですので退席を願います。

（12番 加藤孝平君退席）

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） これもないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号180番、承認することに決定いたしました。

（12番 加藤孝平君着席）

○議長（石山 章君） 加藤委員、議案番号180番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号209番から213番までについて審議をいたします。議長である私の関連する議案ですので、参与できませんので、議長を職務代理者に交代し、退席をさせていただきます。

（14番 石山 章君退席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、会長に代わりまして職務代理者の板垣が議事を進行させていただきます。

ページ数、78ページと79ページ、議案番号209番から213番を審議いたします。質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方、お願いいたします。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（板垣栄一君） ありませんという声があります。それでは、209番から213番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 異議なしと認め、209番から213番まで承認することに決定いたしました。

（14番 石山 章君着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 石山会長、209番から213番まで承認することに決定いたしました。

○議長（石山 章君） それでは、承認になった案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

8番、遠山委員。

○8番（遠山久夫君） 8番、遠山です。確認なのですが、41番、1町5反、15,889平米、これの賃借料が110キロ、これ間違いないでしょうか。反当たりではなくて全部で110キロというのはちょっと少ないような気がするんですが、事務局の方、いかがでしょうか。

（ちょっとお待ちくださいませ。今調べていますの声あり）

○議長（石山 章君） 今ちょっと確認中ですので。

○事務局副参事（小田雄介君） ただいまの件、遠山委員のご質問があったんですが、こちらのほう10アールあたりに訂正させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

その他について、皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議事は終了し、後ろの時計3時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分～午後3時00分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時15分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和4年12月26日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員